主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人萩沢清彦の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。(論旨第一、二点の所論は、控訴趣意として主張されず、弁護人は第一審において少しも異議を述べていない。従つて刑訴四――条の問題として取り上げるに値しない。論旨第三点は、原判決の誤読によるものである。原判決には所論のように「猶予五年の宣告をうけた後二ケ月を経て」とは記載されてなく、「五年間右刑の執行を猶予せられ、右犯行後二月を経て、更に……」と記載されている。所論はすべて右誤読を前提とした非難である)。

よつて同四一四条三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年七月二九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	本	村	善太	郎